

休業五日を長^る労働費を加へられたので、之れを知つた同炭坑職
大にして日石組合員たる東米外三名が奇々勸業協会のところ
炭坑側に於ては九月三日突然右四名を不都合解雇に附したので
茲に被解雇者は職本米と共に殴打事件並に解雇問題を以つて日
石に懸念を承むるに至つたのである。

十一、安 米 懸 案

富陽日石主事は直ちに炭坑備當局を訪問し允つ口頭を以て、師
郷戚ノ數及解雇手當の外に手當五拾圓宛の支給を要求したか拒
絶せられたので、米田竹所在日石出張所に争議調停所を設け
一向協議の結果九月四日次の安米書を提出し五日迄に回答を承
めたのである。

安 米 書

1、解雇を即時取消されたし

と、今後従業員に對し絶對に暴力を出さざること

附 帯 條 項

1、争議中の日給を支拂はれたし

2、争議中一切の費用は會社側に於て負擔せられたし

十二、争議經過

右要求に對し炭坑側は翌五日暴力行為に對する懸案（要求なく
も敵軍取締の方針なり）の外全部拒絶したのである。

そこで争議側側では且ちにヒラ、聲明書に依り一般従業員に周
知せしむべく同夜炭坑附近一帯に貼附したる外越へて八日更に
附近入炭山に對しアジヒラ、傳單等を撒布したのである。

而して九日朝更に争議側側は炭坑に所長と會見して、被解雇者
に對する解雇手當、歸郷旅費の支給其他に何要求するところあ
りしも再び拒絶されたので、炭坑側の強硬態度に憤慨して勸業